

# リース及びリース事業に関する規制・制度改革提言

2025年10月  
公益社団法人リース事業協会

- 当協会は、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、リース及びリース事業等に関する規制・制度改革に関する提言を取りまとめて、政府に提出した。
- 今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。

## 【2025年度提言項目】

### 1. 補助事業について(重点項目 5項目)

- ① 補助事業のリース適用等【一部新規】
- ② 補助事業対象設備の財産処分制限期間の撤廃又はリース期間とする等の緩和
- ③ 補助事業の電子化・簡素化
- ④ 補助事業の複数年度化
- ⑤ 補助事業の改善

### 2. 国・地方公共団体のリース取引について(重点項目 5項目)

- ① 地方公共団体の調達関連手続及び請求・支払関係手続の電子化等
- ② 参入障壁の撤廃又は緩和
- ③ 官公庁リースに係る手続きの合理化等
- ④ 国のリース取引の長期継続契約化等【一部新規】
- ⑤ 官公庁リースの契約内容改善【新規】

### 3. 行政手続きの電子化・合理化(10項目)

- ① 古物営業法関連手続きの電子化及び行商従業者証の電子化【一部新規】
- ② 官報情報検索サービスにおける法人裁判所公告の検索制限措置の早期撤廃【新規】
- ③ 自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)の納税証明書有効期限の延長等【新規】
- ④ 自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)納税確認システム統一と利用権限緩和【新規】
- ⑤ 軽自動車税種別割の構造減免、公益減免に係る申請の自動更新化【新規】
- ⑥ ETC セットアップ委任状の電子化【新規】
- ⑦ 訪問による分解整備を伴う法定点検の容認【新規】
- ⑧ 小型特殊自動車に係る所有権移転手続関係書類の統一化【新規】
- ⑨ 固定資産税、自動車税、軽自動車税の eLTAX による電子納税
- ⑩ 日本籍船のリースに関する事務合理化【新規】

## 1. 補助事業について(重点項目 5 項目)

### 【課題】

- 多くの補助事業は、設備の取得を念頭にした制度設計がされていることから、一部の企業で取得を選好する動きがあり、リース需要に負の影響を及ぼしている。
- リースが利用できる補助事業においても、財産処分制限期間(法定耐用年数が経過するまで補助事業で取得した設備を処分できない)により、リースのメリットを最大限活かすことができない、あるいは、補助金申請手続きの電子化が進んでいない等の課題が多い。

### 【進捗状況】

- 補助事業について、毎年度の規制・制度改革提言項目として取り上げるとともに、関係方面に理解をいただく活動を進め、新規の補助事業でリースの適用が認められる等の改善が進展している。
- 経済産業省が所管する補助事業において、手続きの電子化が進められているが、他省庁が所管する補助事業については電子化が進んでいない。

### 【リースによる設備導入が認められた新規補助事業(例)】

- ✓ 中小企業省力化投資補助金(カタログ型・一般型)【予算規模:3,000 億円】
- ✓ 中小企業新事業進出促進補助金【予算規模:1,500 億円】
- ✓ 中小企業成長加速化投資補助金【予算規模:1,000 億円】

### 【2025 年度提言】

#### ①補助事業のリース適用等【一部新規】

- 新たに創設される補助事業について、リースにより導入した設備に適用すること。特に、脱炭素、水素エネルギー、定置型蓄電池、サーキュラーエコノミー、宇宙等の分野における補助事業の新設が強く望まれ、当該分野に関連する補助事業を創設する場合はリースにより導入した設備を対象とすること。また、仮にリース不適用とする場合は、その合理的な理由を説明すること。
- リースが利用できない補助事業(例:需要家主導型太陽光発電導入支援事業、IT 補助金、学校向け空調設備等に係る補助金)及びリースや割賦販売の補助率が劣後する補助事業(例:ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金)について、取得と劣後することなくリース・割賦販売を適用すること。
- 省エネ・地域パートナーシップのパートナー機関(省エネ補助金の加点対象)は、金融機関に限定されているが、リース会社において、ユーザーの省エネ関連補助金の申請手続きを支援しており、リース会社をパートナー機関とすること。

#### ②補助事業対象設備の財産処分制限期間の撤廃又はリース期間とする等の緩和

- 財産処分制限期間の撤廃又はリース期間とすること。

#### ③補助事業の電子化・簡素化

- 2024 年度の提言に対してデジタル庁から、「すべての事業者向け補助金申請について原則電子化を目指し、引き続き関係府省庁へ」グラントの積極的な利用を促すとともに、システムの利便性向上に向けた機能拡充等に取り組む。」旨の回答が示されているが、現時点においても、電子化が行われていない補助事業が多く、すべての補助事業について、デジタル社会の実現に向けた重点計画(2025 年6月閣議決定)に則して、早急に電子化すること。

- 申請者の基本情報(会社概要や登記事項証明書等)について、補助事業共通のデータベース等に保存することにより、他の補助事業で流用できるようにすること。

#### ④補助事業の複数年度化

- ほとんどの補助事業において、単年度で対象設備を導入することが求められるが(例:国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業)、大型の設備等は単年度で設備導入が困難な場合がある。複数年度の導入が認められている一部の補助事業と同様に、債務負担行為として複数年度の補助事業を実施すること。

#### ⑤補助事業の改善

- 補助事業について、以下に掲げる項目の改善を図ること。

補助金交付期間の明確化及び短縮化、財産処分の許可手続きの迅速化、使用者による補助金申請等の手続き導入、補助対象設備の拡大(対象設備の追加、建物附属設備・自動車の追加等)、設備のシェアリング(リース会社との共有)の容認、割賦販売・融資で導入する設備の補助対象化、補助金の要件を確認するチェックシートの導入、補助金事務局に対するリースに関する啓発、協調リースによる設備導入の容認、債権譲渡制限の撤廃、請求書の改善(リース会社書式の容認、押印廃止)、担保取得の容認、処分制限期間内で補助対象設備を処分した場合の補助金返還義務免除、申請手続きの統一化及び一本化、補助金申請先の不変化及び申請システムの統一化等を検討すること。

(補注)上記⑤については、複数の補助事業に係る基本的な課題を示した。個別の補助事業に関する提言(以下1)~7)は例示)については、関係省庁及び事業実施団体と協議する。

- ESG リース促進事業(補助率の拡大等)
- 畜産クラスター補助事業(補助金交付期間の短縮等)
- 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長補助金(協調リース、債権譲渡の容認、単独申請として採択された案件の共同申請化容認)
- 系統用蓄電池・水電解装置導入支援事業(共同申請時のリース会社の申請上限数撤廃)
- 国内肥料資源利用拡大対策事業(本事業に含まれる補助メニューの補助要件、特に対象設備の統一化)
- 充電設備補助金(応募要領公開の早期化)
- 省エネ補助金(省エネ法クラス分けの緩和等)

## 2. 国・地方公共団体のリース取引について(重点項目 5 項目)

### 【課題】

- 官公庁向けのリース取引は増加傾向にあるが、入札手続き等の電子化が進まない中で、リース会社に不合理な事務(例:入札関係書類の手交・持参、官公庁が指定した請求書様式かつ押印)が求められている実態があり、過重な負担が生じている。
- 国との間で複数年度のリース契約を締結する場合は、国会の議決を得た国庫債務負担行為が必要となるが、この手続きがされない場合、リース会社は単年度のリース契約を締結せざるを得ず、契約非継続のリスクが生じている。
- なお、地方公共団体は、当協会の提言により、2004年に地方自治法が改正され、リース契約を長

期継続契約として締結することができる。

## 【進捗状況】

- 当協会の提言等により、地方公共団体における調達関連手続の電子化が進められることとなった（規制改革実施計画 2024 年 6 月 21 日）。
- 財務省から関係省庁に対し、複数年度のリース契約を締結する場合は、国庫債務負担行為によることが要請され、各省庁において国庫債務負担行為によりリース契約を締結する事例が増えているものの、国庫債務負担行為の手続きが煩雑であること、柔軟な設備導入ができないことから、引き続き、単年度のリース契約が行われている実態がある。
- 官公庁向けリース固有の課題があり、引き続き、これらを 2025 年度提言に盛り込む。

## 【2025 年度提言】

### ①地方公共団体の調達関連手続及び請求・支払関係手続の電子化等

- 地方公共団体における調達関連手続及び請求・支払関係手続について、2024 年度提言に対して総務省から「検討に着手」する旨の回答が示されているが、入札参加資格申請、入札、請求等に係る手続きについて、全国単位での電子化を早急に実現するとともに、必要な手続を統一化すること。

### ②参入障壁の撤廃又は緩和

- リース契約や PPA 契約を入札する際の契約保証条件や契約実績条件（例：民間企業との契約実績は不可等）を撤廃又は緩和（例：メーカーの納入実績も認める等）をすること。これに加えて、契約実績を示す際に、別契約先の契約書の写しを求められることがあるが、この要件を撤廃すること。また、入札参加資格の申請期間の制限を撤廃又は緩和すること。

### ③官公庁リースに係る手続きの合理化等

- 指定請求書の廃止及び電子化、請求書等への押印廃止、請求書等の書類について Word による書式の廃止、第三者履行・第三者委託制限の撤廃、電子入札の IC カード廃止、指名競争入札の辞退届の廃止又は電子化、少額案件の見積り合わせとなるケースの「少額」のラインの引き上げ、入札参加資格の随時受付等を行うこと。

### ④国のリース取引の長期継続契約化等（一部新規）

- 地方公共団体と同様に長期継続契約の締結を可能とすること。長期継続契約が認められるまでの間は国庫債務負担行為を取得すること。
- 国庫債務負担行為の年限（5 年以内）をリース期間に合わせた年限とすること。

### ⑤官公庁リースの契約内容改善（新規）

- 予算不成立・減額、或いは、貸主及び借主の双方の責めに帰さない事由（天災地変、事故等による物件の滅失毀損等）を原因とする契約解除において、貸主の損害賠償請求権を排除・制限する条項を撤廃すること。または、代替的に貸主の救済を可能とすること。
- 賃貸借契約や仕様書の書式等を統一すること。

### 3. 行政手続きの電子化・合理化(10項目)

項目	具体的内容
①古物営業法関連手続きの電子化及び行商従業者証の電子化【一部新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>古物営業法関連手続きについて、警察庁から 2025 年末までに電子化する旨の回答が示されているが、その要件等を早急に示すとともに、行商従業員証を電子化すること。</li> </ul>
②官報情報検索サービスにおける法人裁判所公告の検索制限措置の早期撤廃【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025 年 4 月の「官報の発行に関する法律」の施行に伴い、国立印刷局が運営する官報情報検索サービスにおいて、法人の裁判所公告の一部(破産・民事再生)が検索不可となった。</li> <li>破産法や民事再生法等に基づく企業の法定公告の目的の一つは、債権者保護である。特に、リース会社等、多くの取引先を抱える事業者は、取引先に関する公告の有無を確認しており、検索制限は大きな影響を及ぼす。</li> <li>企業の状況を正確かつ迅速に把握することが不可欠であるため、過去掲載分も含め、法人の破産および民事再生の公告が検索可能となるよう、早期の対応を求める。</li> </ul>
③自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)の納税証明書有効期限の延長等【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)の納税証明書有効期限の延長、または即日、納付完了をシステムに反映すること。</li> </ul>
④自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)納税確認システム統一と利用権限緩和【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車税(種別割)は、都道府県毎に継続車検時納税確認システムが存在し、利用権限が自動車特定整備事業者等と限られているため、電話等での確認が必要となり、リース会社と自動車特定整備事業者等の双方に負荷がかかっている。利用権限の緩和と都道府県毎のシステムを統一化すること。</li> </ul>
⑤軽自動車税(種別割)の構造減免、公益減免に係る申請の自動更新化【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>減免申請は毎年更新手続きが必要となるが、自動車税(登録車)は自動更新化が進んでいるのに対して、軽自動車税(非登録車)は更新の都度、手続きが必要となるため、これを自動更新化すること。</li> </ul>
⑥ETC セットアップ委任状の電子化【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>ETC をセットアップする際に、本人確認が必要とされているが、法人取引においては委任状による代理申請が行われている。この委任状について、原本での保管が義務づけられており、電子保存は認められていない。</li> <li>自動車関係手続きの電子化が進められている中で、本手続きのみ紙形式が採用されている。委任状を電子化することにより、車両使用者・登録店・リース会社など関係者全体の手続きが電子化され、事務処理の迅速化と原本紛失リスクの低減が期待される。</li> </ul>
⑦訪問による分解整備を伴う法定点検の容認【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問による分解整備を伴う法定点検を容認すること。</li> </ul>

項目	具体的内容
⑧小型特殊自動車に係る所有権移転手続き関係書類の統一化【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小型特殊自動車の所有権を移転する際に、当該小型特殊自動車を設置する市町村に対する手続きが必要となるが、市町村毎に書類の様式が異なるため、これを統一化すること。</li> </ul>
⑨固定資産税、自動車税、軽自動車税の eLTAX による電子納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2024 年度提言に対して総務省から、納付書に QR コードが付されており、これを用いることで電子納税ができる趣旨の回答がされているが、納付書に付された QR コードを個々に読み取るのではなく、市町村等から受け取った(もしくはリース会社が作成した)データを eLTAX にアップロードし、納付できる仕組みを導入すること。</li> <li>• 上記の納付の仕組み構築に時間がかかる場合は、自動車税の QR コードへの「車両登録番号」の情報追加を早期に実現すること。</li> </ul>
⑩日本籍船のリースに関する事務合理化【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本邦海運会社向けにリース会社(またはその子会社)が日本籍船を取得し同船をリースする際の当該船舶に係る日本船籍申請並びに各種船舶証書申請手続きを合理化・電子化すること。</li> </ul>

以上